

協力団体登録申請書(新規・変更・廃止)

申請日： 年 月 日

武豊町長様

申請者 住所：

団体名：

代表者： ⑩

当団体は、裏面の規約に同意した上で、武豊町認知症迷い人SOS情報ネットワークの協力団体に登録し、構成員への周知に努めるほか、迷い人が発生した場合は、業務に支障のない範囲で協力します。また、受信した個人情報については、取り扱いに十分注意します。

●協力団体登録担当窓口

部署名			
担当者名			
住所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

●FAX配信先(同一団体内で、複数のFAX番号へ配信希望の場合のみ)

部署名	FAX番号

*欄が不足する場合は別紙添付してください

*メールによる情報配信は、登録後に配布する町メール配信システムのアドレスから、各部署、及び各構成員で個別に設定していただきます

武豊町認知症迷い人情報 SOS ネットワーク 協力団体規約

(はじめに)

第1条 この規約は、武豊町認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業実施要綱(以下「要綱」という。)第11条の規定に基づき、武豊町認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク(以下「迷い人ネット」という。)の協力団体について定めるものです。

(協力団体の登録)

第2条 協力団体として登録できるのは、組織として迷い人の捜索に協力可能で、かつ町内が活動範囲に含まれる、企業や事業所、営業所、支店、各種団体等とします。

- 2 協力団体の登録を受けようとする事業所等は、協力団体登録申請書を包括に提出するものとし、その提出をもって、本規約の記載内容に同意したものとみなします。
- 3 武豊町地域包括支援センター(以下「包括」という。)は、提出内容を確認の上、協力団体登録通知書により登録を通知し、随時、協力団体として公表を行います。
- 4 協力団体は、構成員に本事業の目的、及び情報の取扱いについて周知し、迷い人情報を受信するための手続きを勧奨します。
- 5 包括は、協力団体に対して、定期的に登録内容の確認を行います。協力団体として該当しなくなったり、登録内容の変更があった場合等は、申請者は、すみやかに包括へ連絡してください。
- 6 協力者等がこの規約に違反した場合、その他町が不適切と判断した場合は、登録を抹消する場合があります。

(協力団体構成員の登録)

第3条 協力団体構成員の登録は、町のメールシステムにより行います。

(迷い人情報の受信)

第4条 迷い人情報は、申請者の依頼を受けて町のメールシステムから配信します。

- 2 協力団体、およびその構成員(以下「協力団体等」という。)に対する情報配信は、町の電子メール配信システムにより行いますが、協力団体のうち FAX 番号を登録した団体については、包括が発信する FAX 配信を受けることができます。
- 3 情報配信にかかる費用は無料ですが、受信に必要な機器、通信費、用紙代等は、協力団体等の費用と責任において用意するものとします。また、情報配信は、全ての利用環境に対して完全な動作を保証しているものではありませんので、利用する環境や機器によって、受信できない場合や受信に障害、遅延が発生する場合があります。
- 4 協力団体等が受信した情報については、取り扱いに十分注意し、目的外に利用したり、無断で転送、引用、転載はできません。
- 5 町が配信する情報の内容の正確さには万全を期していますが、後に虚報、誤報等が判明した場合には、内容を訂正する情報を配信することがあります。また、迷い人情報の配信のほか、認知症高齢者見守り事業に関する情報について案内をすることがあります。

(迷い人の発見報告)

第5条 情報配信を受けた者が登録者を発見した場合には、すみやかに包括へ連絡し、必要に応じて一時保護や救急搬送等、業務に支障のない範囲で協力します。

- 2 行方不明となった登録者が発見された場合、町は、協力者に対して、発見報告を配信します。

(免責事項)

第6条 町は、協力者等が本事業に協力したことにより発生した損害、及び第三者に与えた損害などについても、一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第7条 この規約の内容の一部又は全部を協力者等への通告なしに変更する場合があります。この場合の利用条件等は、変更後の規約によるものとします。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この規約は、平成 28 年 8 月 25 日から施行します。